

大分類 E—建 設 業

総 説

この大分類には、請負または直営によつて建設工事を施行することを主とする事業所が分類される。ただし、主として維持補修工事を施行する直営事業所および建築工事の設計、監理をおこなう直営事業所は含まない。

建設工事

建設工事とは、現場においておこなわれる次の工事をいう。

- (1) 建築物、土木施設その他土地に継続的に接着する工作物およびそれらに付帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除去もしくは移設すること。
- (2) 土地、水路などを改良もしくは造成すること。
- (3) 機械装置をすえ付け、解体もしくは移設すること。

事業所

請負業者にあつては、本店（個人企業などで本店のような事務所を有しないときは企業主の自宅）、支店またはその他の事務所で常時建設工事の請負契約を締結する事務所とする。すなわち、原則的には現場は建設業の事業所とはしないで、その現場を管轄する事業所に含まれる。

國、日本国有鉄道、日本電信電話公社、地方公共団体にあつては、建設工事を遂行するため設けた一つの現場または幾つかの現場を管轄する工事事務所（これに類する事業所を含む）とする。ただし、地方公共団体が上記のような工事事務所を有しないで直営工事をおこなうときは、その工事を管轄する地方公共団体の課または係の所在地に事業所が存在するものとみなす。

土地改良区、水害予防組合、その他の団体にあつては、建設工事をおこなうために設けた工事事務所とする。ただし、これらのものが上記のような工事事務所を有しないで直営工事をおこなうときは、これらのものの事務所または団体の代表者の自宅に事務所が存在するものとみなす。

建設業と他産業との関係

- (1) 事業所が自己の経営と自己の使用のために建設工事をおこなう他の事業所を有する場合は、その建設事業所は建設業に分類される。ただし、その建設事業所が主として維持補修工事をおこなう場合は、主事業所の経済活動によつて分類される。
- (2) 建設材料、その他の製品を生産または販売する事業所が、自己の生産品または販売品を用い建設工事（機械装置のすえ付け、解体、移設工事を除く）を併せ営む場合には、

主な業務にしたがつて製造業，卸売業または建設業に分類される。

- (3) 金属，非金属，石炭，石油，天然ガスなどの鉱物を採取するための試掘，坑道掘さく，さく井，排土作業を主として請負う事業所は，大分類D—鉱業[10～13]に分類される。
- (4) 土地，建物などの不動産の賃貸業，代理業，仲介業，管理業，建物建売業，土地分譲業は，大分類I—不動産業[59]に分類される。
- (5) 試すい（試錐）（鉱山用を除く），測量ならびに建設工事の設計，監理を主とする事業所は，大分類L—サービス業[9211]に分類される。

中分類 15—総合工事業

総 説

この中分類には、主として土木施設、建築物に関する建設工事一式を施行する事業所が分類される。

小分類 細分類
番号 番号

151 一般土木建築工事業

1511 一般土木建築工事業

各種の土木構築物と建築物に関する工事一式を、いずれでも請負う能力を有する事業所をいう。請負う能力とは、土木技術者および建築技術者の双方の技術者が常駐し、かつ現実に土木工事および建築工事の双方を施行しているか、または最近において双方を施行した実績を有することである。

○一般土木建築工事請負業

152 土木工事業（ほ装、しゆんせつを除く）

1521 土木工事業（ほ装、しゆんせつを除く）

一般土木建築工事業に属しないで、主として堤防、護岸、水利、床固、山腹などの工事による河川・砂防・海岸・治山施設工事、ダム工事、各種の貯水池・用水池などの建設工事、各種の水路工事、かんがい排水施設工事、防波堤・ふ頭(埠頭)・岩壁・さん橋などの港湾施設工事、埋立工事、干拓工事、開墾工事、鉄道軌道・停車場・鉄道土工・伏とい(伏樋)・こう橋(溝橋)などの施設工事、地下鉄・地下工作物工事、ドック建設工事、高架道路・高架施設工事、橋りょう(橋梁)工事、ずい道工事、水原施設・浄水施設・送水施設・配水施設などの上水道工事、下水管きよ(管渠)・ポンプ施設・下水処理場などの下水道工事、道路・街路・小路・歩道工事、駐車場工事、飛行場・水上飛行場工事、運動競技場・競馬場・競輪場工事、造園土工工事、ゴルフ場工事、宅地などの造成工事など一式のいずれかまたはいずれでも請負う事業所をいう。ただし、主としては装工事およびしゆんせつ工事を請負う事業所は、それぞれ小分類 153 [1531] ほ装工事業および小分類 154 [1541] に分類され

中分類15—総合工事業

る。

○土木事業請負業；堤防・護岸・水利・床固・山腹などの工事による河川・砂防・海岸・治山施設工事請負業；ダム工事請負業；各種の貯水池・用水池建設工事請負業；水路工事請負業；かんがい排水施設工事請負業；防波堤・ふ頭（埠頭）・岩壁・さん橋などの港湾施設工事請負業；埋立工事請負業；干拓工事請負業；開墾工事請負業；鉄道軌道・停車場・鉄道土工・伏とい（伏樋）・こう橋（溝橋）などの施設工事請負業；地下鉄・地下工作物工事請負業；ドック建設工事請負業；高架道路・高架施設工事請負業；橋りょう（橋梁）工事請負業；ずい道工事請負業；水原施設・浄水施設・送水施設・配水施設などの上水道工事請負業；下水管きよ（管渠）・ポンプ施設・下水処理場などの下水道工事請負業；道路・街路・小路・歩道工事請負業；駐車場工事請負業；飛行場・水上飛行場工事請負業；運動競技場・競馬場・競輪場工事請負業；造園土工工事請負業；ゴルフ場工事請負業；宅地などの造成工事請負業

×ほ装工事請負業〔1531〕；しゆんせつ工事請負業〔1541〕

153 ほ装工事業

1531 ほ装工事業

主としてほ装道路工事などのほ装工事をともなう建設工事一式を請負う事業所をいう。

○ほ装道路工事請負業

154 しゆんせつ工事業

1541 しゆんせつ工事業

主として河川しゆんせつ、港湾水域掘さく、埋立などのしゆんせつ工事をともなう建設工事一式を請負う事業所をいう。

○しゆんせつ工事請負業

155 建築工事業（木造建築を除く）

1551 建築工事業（木造建築を除く）

主として木造建築工事一式を請負うのみでなく、鉄骨鉄筋コンクリート造建築工事、鉄筋コンクリート造建築工事、無筋コンクリート造建築工事、鉄骨造建築工事、組立鉄筋コンクリート造建築工事、コンクリートブロック造建築工事、石造建築工事またはれんが造建築工事一式を請負う事業所をいう。

中分類15—総合工事業

○建築工事請負業；鉄骨造建築工事請負業；組立鉄筋コンクリート造建築工事請負業；コンクリートブロック造建築工事請負業

156 木造建築工事業

1561 木造建築工事業

主として木造建築工事または土造建築工事一式のみを請負う事業所をいう。

○木造建築工事請負業；木造住宅建築工事請負業；堂宮大工とうりょう（棟梁）（堂宮工事一式を総合的に請負うもの）；土造建築工事請負業

157 国営工事業

1571 国営工事業

国（公社、公團を含む）が建設工事を遂行するために設けた事業所をいう。この事業所には、建設工事を監理する工事事務所および直営で建設工事を施行する工事事務所が含まれる。

○地方建設局の出先機関である工事事務所、同出張所；農地事務局の出先機関である開拓建設事業所・千拓建設事業所・農業水利事業所・同支所；営林局の出先機関である治山事業所；港湾建設局の出先機関である工事事務所；北海道開発局の出先機関である開発建設部・治水事務所・えん堤建設事務所；日本国有鉄道の地方機関である操機工事事務所・操機区・同支社の地方機関である工事局・同工事区・工事事務所・同工事区；日本道路公団工事事務所；愛知用水公団工事事務所；農地開発機械公团

×地方建設局の出先機関である營繕工事事務所[9211]・機械整備事務所[8511]・えん堤管理所[9711]・用地事務所[9711]・工作事務所[8511]；農地事務局の出先機関である調査事務所[9711]・地方農業機械管理所[8391]；港湾建設局の出先機関である機械工場[3644]；北海道開発局の出先機関である機械整備事務所[8511]；日本国有鉄道の地方機関である電気工事局[1711]・同工事局、鉄道管理局の機関である工事区[6011]・建築区[6011]・保線区[6011]

158 公共工事業（国営を除く）

1581 地方公共工事業

地方公共団体が建設工事を遂行するために設けた事業所をいう。この事業所には建設工事を監理する工事事務所および直営で建設工事を施行する工事事務所ならびに工事事務所を有しないで直営で建設工事をおこなう事業所が含まれる。

中分類15—総合工事業

- 都道府県土木部(建設局)または公営企業部局の出先機関である土木事務所・土木出張所・建設事務所・土木現業所・工営所・工務所・改修事務所・修築事務所・復興事務所・区画整理事務所・工事事務所・機械作業事務所・電源開発事務所・砂防事務所・○○川開発局・○○川開発建設部・開発事務所; 都道府県農地部(農林部・農地経済部・農地農林部など)の出先機関である用(排)水改良事務所・工事事務所・土地改良出張所・土地改良事務所(主として土地改良工事をおこなうもの)・建設事務所・農業水利改良事務所・かんがい(灌溉)事務所・土地改良事業事務所・排水改良事業事務所・災害復旧事業事務所・開拓事務所・開墾建設事務(業)所・干拓事務(業)所・農地開発事務所・耕地事務所(主として土地改良工事・災害復旧工事をおこなうもの); 都道府県林務部の出先機関である林道建設事務所; 都道府県その他の部の出先機関である漁港修築事務所; 市町村の出先機関である建設事務所・工事事務所
- ✗港務所局[6753]; 港湾事務所[6753]

1589 その他の公共工事業

土地改良区、水害予防組合、その他の団体が直営で公共建設工事を施行するために設けた工事事務所ならびに工事事務所を有しないで直営で公共建設工事をおこなう事業所をいう。

- 土地改良区; 水害予防組合工事事務所
- ✗愛知用水公団[8381]; 森林開発公団[8381]; 日本住宅公団[5921]; 農地開発機械公団[1571]; 日本道路公団[6751]

中分類 16—職別工事業(設備工事を除く)

総 説

この中分類には、工事現場において建築物または土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事に従事する事業所が分類される。ただし、設備工事に従事する事業所は中分類17—設備工事業に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

161 大工工事業

1611 大工工事業

主として大工工事に従事する事業所をいう。建築物建設について、大工工事のほかにとび工事、左官工事、屋根工事業者などと結びついて、木造建築工事一式を請負うことを主とする事業所は、中分類15[1561]に分類される。

○大工工事業；造作大工業；仮ねぐ大工業；堂宮大工業（総合請負をしないもの）；木造りゆう骨請負業

×木造建築工事請負業[1561]

162 とび、土工、コンクリート工事業

1621 とび工事業

主として建方、足場組立、金属製仮設工事、支柱工事、ひき屋工事に従事する事業所をいう。

○とび工事業；足場組立業；建方業（とび工事を主とするもの）；ひき屋工事業；家屋解体移転業；メタルフォーム組立業；組立鉄筋コンクリート組立業；仕事師業（とび工事を主とするもの）

1622 土工、コンクリート工事業

主として土工工事および一般的なコンクリート工事（木製仮わく工事を除く）に従事する事業所をいう。

○土工工事業；コンクリート工事業；仕事師業（土工工事を主とするもの）；黒くわ（黒鍬）業

中分類16—職別工事業（設備工事を除く）

163 鉄骨、鉄筋工事業

1631 鉄骨工事業

主として現場で構造用鋼材の組立、よう接工事に従事する事業所をいう。

○鉄骨工事業

×構築用金属製品製造業〔334〕

1632 鉄筋工事業

主としてコンクリート用鉄筋工事に従事する事業所をいう。

○鉄筋工事業

164 石工、れんが、タイル、プロツク工事業

1641 石工工事業

主として現場で天然石あるいは人造石の造形、取付け、仕上げに従事する事業所をいう。

○石工業(建設工事をおこなうもの)；石工事業；石垣築造業；道路石工事業；軌道石工事業

×建築材料卸売業〔409〕；石工品製造業〔3097〕；土工工事業〔1622〕

1642 れんが工事業

主としてれんが工事に従事する事業所をいう。

○れんが工事業

×窯炉工事業〔1791〕

1643 タイル工事業

主としてタイル、モザイク、テラカッタ工事に従事する事業所をいう。

○タイル工事業

×タイルおよびモザイク製造業〔3045〕

中分類16-職別工事業（設備工事を除く）

1644 コンクリートブロック工事業

主としてコンクリートブロック工事に従事する事業所をいう。

○コンクリートブロック工事業；歩道用コンクリートブロック工事業

×コンクリート製品製造業〔3081〕

165 左官工事業

1651 左官工事業

主として左官工事、木舞工事ならびに現場における擬石とぎ出し、みがき出し工事およびモルタル吹付工事などに従事する事業所をいう。

○左官業；木舞業；漆くい(漆喰)工事業；みがき出し工事業；吹付工事業

166 屋根工事業（金属製屋根を除く）

1661 屋根工事業（金属製屋根を除く）

主として屋根工事（金属製屋根を除く）に従事する事業所をいう。

○屋根ふき業(板金を除く)；かわら屋根ふき業；木羽屋根ふき業；とんとんぶき業；スレート屋根ふき業；かや屋根ふき業

×コンクリート製品製造業〔3081〕

167 板金、金物工事業

1671 金属製屋根工事業

主として波形鉄板、平鉄板、銅板およびアルミニウム板ぶき屋根などの金属製屋根工事に従事する事業所をいう。

○鉄板屋根ふき業；銅板屋根ふき業；アルミニウム屋根ふき業

1672 板金工事業

主としてとい(棟)，水切，雨押，スカイライトおよびブリキ煙突などの工事に従事する事業所をいう。注文をうけて板金工事用の製品を製作し、これを現場で取付けする事業所を含む。

○板金工事業

中分類16—職別工事業（設備工事を除く）

1673 建築金物工事業

主として面こう子(格子), 装飾金物, メタルラスなどの建築金物工事に従事する事業所をいう。

○建築金物工事業

✗金物卸売業〔4193〕; 金物小売業〔4821〕

168 塗装工事業

1681 塗装工事業

主として建築物内外, 建築設備, 鉄塔, 鉄橋その他の鋼製構築物, 木柱, 木べい, 木橋その他の木造構築物, 船舶などの塗装に従事する事業所をいう。

○塗装工事業; 建築装飾工事業(塗装工事を主とするもの); 船舶塗装業
✗看板書き業〔8399〕; 塗料卸売業〔4061〕

169 その他の職別工事業

1691 ガラス工事業

主としてガラスの取付工事のみに従事する事業所をいう。ガラスを販売するとともにその取付工事をおこなう事業所は含まない。

○ガラス工事業

✗板ガラス卸売業〔4093〕

1692 金属製建具工事業

主としてスチールサッシュ, スチールドア, 防火とびら, 非常階段などの取付け工事のみに従事する事業所をいう。

○スチールサッシュ取付業; 防火とびら工事業; スチールドア取付業

✗金属とびら, 窓わく, くり形および組わく製造業〔3342〕

1693 木製建具工事業

主として木製建具の取付け工事のみに従事する事業所をいう。注文をうけて木製建具を製作しこれを取付ける事業所は含まない。

○つりこみ業(木製建具工事業)

✗建具小売業〔4812〕; 家具および建具卸売業〔4111〕; 建具製造業〔2331〕

中分類16—職別工事業（設備工事を除く）

1694 床工事業

主としてリノリウム、アスタイル、フローリングブロックなどの取付け、仕上工事に従事する事業所をいう。

- 床張工事業；フローリング工事業；船舶床張請負業

1695 防水工事業

主としてアスファルト防水工事、モルタル防水工事などに従事する事業所をいう。

- 防水工事業；アスファルト防水工事業；モルタル防水工事業

1696 特殊コンクリート工事業

主として潜かん（潜函）などの特殊コンクリート基礎工事、現場打ちのコンクリートくい打工事、独立コンクリート煙突などの作業に従事する事業所をいう。

- 特殊コンクリート基礎工事業；コンクリートくい打業；コンクリート煙突工事業；特殊コンクリート工事業

1697 内装工事業

主としてテツクスその他の繊維板のはり付け工事、壁紙工事、その他建築物および船舶内部の装飾工事に従事する事業所をいう。

- テツクス工事業；練付工事業；壁紙工事業；室内装飾工事業
- ×家具小売業[4811]；畳、敷物卸売業[4113]；家具、建具卸売業[4111]

1698 コンクリート破壊工事業

主としてコンクリート構造物のはつりおよび破壊に従事する事業所をいう。

- はつり工事業；コンクリート破壊工事業

1699 他に分類されない職別工事業

主として他に分類されない職別工事に従事する事業所をいう。

- サンドブラスト業；潜水工事業

中分類 17—設備工事業

総 説

この中分類には、主として電気工作物、通信信号施設、土木施設および建築物についての設備、その他機械装置などの設備に関する建設工事一式またはその一部を施行する事業所が分類される。

小分類 細分類
番号 番号

171 電気工事業

1711 一般電気工事業

主として送電線路工事、配電線路工事、電鉄の電線路工事、発電所發電設備工事、変電所変電設備工事、建築設備としての電気設備工事、工場・作業所・空港など各種施設の電燈・電力設備工事などの強電施設一般に関する工事一式をいずれでも施行する事業所をいう。

○電線路工事業；電線路および電気設備工事業

1712 電気設備工事業

一般電気工事業に属しないで主として建築設備としての電気設備工事、工場など各種施設の電燈・電力設備工事・船内電気設備工事一式またはその一部ならびにネオン装置、電気医療装置、その他電気応用設備の設置工事を施行する事業所をいう。

○電気設備工事業；船内電気設備工事業；電気配線工事業；ネオン装置工事業
×家庭用電気機械器具小売業[4841]；電気機械器具卸売業[4087]

172 電気通信、信号装置工事業

1721 電気通信工事業

主として電話線路（ケーブルを含む）、無線電信電話空中線設備（支持柱を含む）、電信電話機械設備に関する工事一式またはその一部を施行する事業所をいう。

○電気通信工事業；電話線路工事業；通信土木工事業；有線無線電話機械設備設置業；電信機械設備設置業
×通信機械器具卸売業[4086]

中分類17—設備工事業

1722 信号装置工事業

主として閉そく器・電気信号機・連動機・転てつ装置・踏切保安装置・電気信号機・電気信号線支持物などの信号保安装置、火災報知機、その他の警報装置に関する工事一式を施行する事業所をいう。

○信号装置工事業；火災報知機工事業

×通信機械器具卸売業[4086]

173 管工事業（さく井を除く）

1731 一般管工事業

主として冷暖房設備・温湿度調整装置・かん気(換気)装置・空気調節装置・乾燥装置・冷凍冷蔵装置・製氷装置・冷却塔などの熱学施設および給排水・衛生設備に関する工事一式をいずれでも施行する事業所をいう。

○一般管工事業

1732 冷暖房設備工事業

一般管工事業に属しないで主として冷暖房設備、温湿度調節装置、かん気装置、空気調節装置、乾燥装置、冷凍冷蔵装置、製氷装置、冷却塔などの工事一式を施行する事業所をいう。

○冷暖房設備工事業；温湿度調整装置および乾燥装置工事業；冷凍冷蔵および製氷装置工事業

1733 給排水、衛生設備工事業

一般管工事業に属しないで主として建築物・工場など各種施設の給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、水洗便所、ちゅう房(厨房)設備、汚水汚物処理装置、汚物浄化そう(槽)、じんかい(塵芥)処理装置などの設備工事一式を施行する事業所をいう。

○給排水設備工事業；給水設備工事業；排水設備工事業；消火設備工事業；衛生設備工事業

×衛生用陶磁器卸売業[4081]

中分類17—設備工事業

1734 井戸ポンプ工事業

主として井戸ポンプのすえ付けおよび給水装置工事一式を施行する事業所をいう。

○井戸ポンプ工事業

1739 その他の管工事業

主としてガス導管配管、ガス内管配管、送油管配管、その他の配管工事に従事する事業所をいう。

○ガス配管工事業；配管工事業

174 さく井工事業

1741 さく井工事業

主として深井戸のさく井、揚水設備のすえ付け、さく泉、井戸掘りなどの工事一式を施行する事業所をいう。

○さく井工事業；さく泉工事業；井戸掘業

×原油探収業[1211]；天然ガス探収業[1221]

179 その他の設備工事業

1791 築炉工事業

主としてよう鉱炉、平炉、石灰窯、れんが窯、融解窯、じんあい(塵埃)焼却炉、火葬場の炉、火力発電所などのボイラなど各種の窯炉建設工事に従事する事業所をいう。

○築炉工事業

1792 熱絶縁工事業

主として管、ボイラー、その他の熱絶縁工事に従事する事業所をいう。

○保温保冷工事業；熱絶縁工事業；ボイラー熱絶縁工事業

中分類17—設備工事業

1793 昇降設備工事業

主としてエレベーター、エスカレーターなどの昇降設備に関する建設工事一式を施行する事業所をいう。

○昇降設備工事業

1794 機械器具設置工事業

主として機械装置のすえ付け基礎工事、機械装置のすえ付け、組立、解体などの工事を施行する事業所をいう。

○機械器具設置工事業；収じん(收塵)装置工事業；索道架設工事業

1799 他に分類されない設備工事業

主として他に分類されない設備工事に従事する事業所をいう。